

奈良市監査委員告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 3 年 8 月 31 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 塚 本 勝
同 森 岡 弘 之

リサイクル推進課

監査結果公表日 令和 3 年 3 月 31 日（奈良市監査委員告示第 3 号）

措置結果通知日 令和 3 年 8 月 12 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>施設修繕料全件（4 件）について関係書類を査閲したところ、全件において施設修繕台帳が作成されていなかった。また、修繕作業の着手前、作業中及び完了後の写真を徴取していない事例が 1 件あった。</p> <p>平成 31 年 3 月 29 日付け奈会号外通知「施設修繕料の事務処理について」に基づき施設修繕台帳を作成し、必要書類の有無を確認した上で、施設修繕料を執行されたい。</p>	<p>令和 3 年度からリサイクル推進課所管施設に係る修繕について、左記の通知に基づき事務執行するよう改めました。</p> <p>具体的には、令和 3 年 6 月 8 日に行ったりサイクル推進課所管施設における修繕について、施設修繕台帳を作成するとともに当該修繕に係る写真等必要書類を受領した上で施設修繕料を執行しました。</p> <p>今後も、引き続き適正な施設修繕料の事務執行に努めてまいります。</p>